

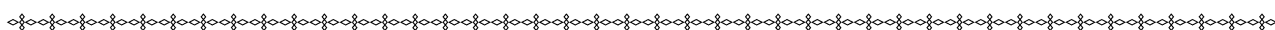
—みんなの幸せは、差別のないあたたかなふれあいから—



京都府府営住宅空家入居者 2月一般募集案内書

京都府 京都・乙訓・南丹地域

〈特定目的による優先募集(多子世帯・新婚世帯・子育て世帯・近居世帯)を含む〉



※2月一般募集は1月31日(火)から受付開始(1ページ参照)

- 今回近居世帯優先入居募集があります。(3-8~3-9ページ参照)
- 京都府の指示により郵送受付とします。
- スマートフォンやパソコンからオンライン申請による入居申込みの受付を新たに開始しました。申込方法は下記の京都府HPをご覧ください。
<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/r-bosyu.html>
- 府営住宅等入居申込書、収入(所得)並びに控除を証明する書類及び自活状況申立書(単身の方のみ)のみで受付可能です(6ページ参照)。その他の必要書類については、当選後に改めて提出していただきます。
- 入居申込書に申込者の現住所、氏名、希望別団地番号、住宅困窮理由等必要事項に記入もれ、記入不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。
- 提出していただいた府営住宅等入居申込書及び必要書類等は返却できません。

◆入居資格については、いろいろな条件がありますので、この案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申込をしてください。

◆府営住宅テレホンサービスもご利用ください。

京都府南部地域(山城地域)

電話 075(414)6363

(京都市〈西京区除く〉地域)

電話 075(354)1091

(乙訓〈京都市西京区含む〉・南丹地域)

電話 075(382)1093

京都府北部地域(福知山市・綾部市以北)

電話 0773(42)0484

◆京都府府営住宅管理センター、乙訓・南丹府営住宅管理センターホームページもご利用ください。

<http://www.kyoto-fuei.jp/>

◆問い合わせ先(郵送場所及び抽選会場は20ページを参照してください。)

京都府指定管理者 株式会社 東急コミュニティー

京都府府営住宅管理センター

〒600-8108

京都市下京区五条通新町西入る西鋸屋町18番地

トミタビル7階

TEL. 075-354-1090

FAX. 075-354-1092

乙訓・南丹府営住宅管理センター

〒615-8074

京都市西京区桂南巽町128番地

ヴァン・クレール3階

TEL. 075-382-1091

FAX. 075-382-1092

この案内書でお知らせする京都・乙訓・南丹地域のほか、山城地域においても募集をしておりますので、詳細は京都府住宅供給公社が作成・配布しております山城地域の案内書をご覧ください。

※京都・乙訓・南丹地域と山城地域を両方申込することはできません。

令和5年2月

目 次

1	申込の手順	P 1
2	募集する住宅	P 2
	募集住宅一覧	P 3 - 1 ~ P 3 - 9
3	申込資格と申込方法	P 4 ~ P 12
	①申込資格	P 4
	②申込についての注意	P 5
	③申込時の必要書類	P 6 ~ P 7
	④当選後の必要書類	P 8
	⑤申込書の書き方	P 8
	⑥収入基準	P 9 ~ P 11
	※裁量階層について	P 12
4	申込受付から入居まで	P 13 ~ P 14
5	一般募集予定月	P 15
6	特定目的による優先入居募集	P 15
7	主な府営住宅所在地・位置図	P 16 ~ P 19
8	郵送場所及び抽選会場案内図	P 20
9	申込書の記入例	P 21
	〈綴込用紙〉 ○府営住宅等入居申込書 1 枚 ○給与支払証明書 2 枚 ○営業実績証明書 1 枚 ○自活状況申立書 1 枚	

京都府府営住宅から暴力団員を排除します！

（申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。）

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する者

○新規申込者

申込者または同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

○同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

○既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

1 申 込 の 手 順

① 申込み資格を確認する

- ・①申込資格（4～5ページ）
- ・②申込についての注意（5ページ）
- ・⑥収入基準（9ページ～12ページ）

② 団地を選ぶ（1戸）

- ・募集住宅一覧から申込み住宅1戸を選び申込書に団地番号を記入します。
2戸以上申込みと全て無効になります。
 - ・一般募集1戸と特定目的による優先入居募集1戸を両方申込することはできます。（優先入居募集のある場合で、申込書はそれぞれ作成し、それぞれの地域の受付に提出してください。）
 - ・特定目的による優先入居募集（多子世帯等）と特定目的による優先入居募集（母子世帯・父子世帯等）を両方申込することはできません。（優先入居募集のある場合）
- ※詳細は「募集する住宅」（2ページ～3-9ページ）をご確認ください。

③ 申込方法を選ぶ

郵送で申込み	電子申請で申込み
・申込用紙が添付された「募集案内書」をお近くの配布場所で入手してください。	・下記コードから京都府ホームページにアクセスし、必要事項を入力してください。  京都府営住宅管理センター  乙訓・南丹府営住宅管理センター

④ 書類を作成し、提出する

郵送で申込み	電子申請で申込み
・「申込書の記入例」（21ページ）等を参考に作成してください。 ・他の提出書類とあわせて、専用封筒で郵送してください。	・必要事項入力後、受付期間内に送信してください。

受付期間：令和5年1月31日(火)～2月10日(金) ※抽選日 2月17日(金)

郵送で申込み	電子申請で申込み
・京都府営住宅管理センター（必着） ※期間末日外の到着は無効です。 ※山城地域の申込は当センターではできません。 ※募集案内書に記載の各センターと京都府庁での受付は行いませんのでご注意ください。	・受付は、最終日の16時まで （締切後は、入力等ができなくなります）

※郵送と電子申請の両方で申し込まれると、失格になる場合があります。

2 募集する住宅

◆令和5年2月募集の住宅の概要

空家		
一般募集		
府 営 住 宅	20戸	11団地
特 別 賃 貸 府 営 住 宅	8戸	2団地
小 計	28戸	
特定目的による優先入居募集		
多子世帯A（18歳未満3人以上）優先入居		
府 営 住 宅	3戸	3団地
多子世帯B（18歳未満2人以上）及び新婚世帯優先入居		
府 営 住 宅	4戸	3団地
子育て世帯（18歳未満1人以上）優先入居		
府 営 住 宅	5戸	4団地
子育て世帯向け入居期限付き優先入居		
府 営 住 宅	2戸	1団地
近居世帯優先入居		
府 営 住 宅	3戸	2団地
特 別 賃 貸 府 営 住 宅	1戸	1団地
小 計	18戸	
合 計	46戸	

※募集する空家は、建設以来相当の年数を経過したものもあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良の整備、汚損部分の美装について対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、申込をお願いします。

府営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加していただきます。

特に、共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当然の義務であり、積極的に参加してください。また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

◆ 募集住宅一覧

令和5年2月一般募集

一般募集

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	参考 倍率	備 考
府 営 住 宅	右京区	①	嵯峨天竜寺	S63	56	1戸	① ②	25,800～38,400 25,800～49,800	2DK	6/6/DK	53.9	1階	7	
	伏見区	②	小栗栖西	S45	1630	1戸	① ②	13,300～19,900 13,300～25,700	2K	6/6/K	30.1	山手 4階	16	単身入居可能住戸 エレベータ有
		③	小栗栖西	S45		1戸	① ②	29,100～43,300 29,100～57,100	5DK	6/6/6/6(板)/DK	76.3	山手 4階	1	二戸一
		④	小栗栖西	S47		1戸	① ②	15,400～23,000 15,400～28,800	3DK	6/6/3/DK	36.4	山手 4階	0	
		⑤	小栗栖西	S46		1戸	① ②	14,700～21,900 14,700～28,900	2DK	6/6/DK	32.8	山手 2階	20	単身入居可能住戸 エレベータ有
		⑥	小栗栖西	S46		1戸	① ②	13,900～20,700 13,900～24,000	2DK	6/6/DK	32.8	山手 4階	6	単身入居可能住戸
		⑦	北 後 藤	S51	540	1戸	① ②	21,100～31,500 21,100～41,500	3DK	6/4.5/3(板)/DK	46.9	5階	2	エレベータ有
		⑧	淀 際 目	S53	200	1戸	① ②	23,900～35,500 23,900～46,800	3DK	6/4.5/4.5/DK	54.6	5階	3	エレベータ有
		⑨	淀 際 目	S52		1戸	① ②	23,800～35,500 23,800～45,900	3DK	6/4.5/4.5/DK	54.6	2階	3	エレベータ有
		⑩	深草鍵屋	S58	70	1戸	① ②	24,800～37,000 24,800～45,200	3DK	6/6/4.5(板)/DK	57.2	4階	3	
	右京区	⑪	周 山	H3	18	1戸	① ②	18,500～27,600 18,500～36,400	3DK	6/6/4.5(板)/DK	61.0	2階	0	
	西京区	⑫	洛西竹の里	S54	439	1戸	① ②	26,600～39,600 26,600～48,800	3DK	6/6/4.5/DK	58.0	4階		エレベータ有
		⑬	洛西竹の里	S54		1戸	① ②	25,400～37,900 25,400～42,900	3DK	6/6/4.5/DK	58.0	5階		
		⑭	洛西西境谷	S53	360	1戸	① ②	25,300～37,700 25,300～42,500	3DK	6/6/4.5/DK	58.0	2階		
		⑮	洛西西境谷	S53		1戸	① ②	25,300～37,700 25,300～42,600	3DK	6/6/4.5/DK	58.0	4階		
	南丹市	⑯	向 河 原	H15	69	1戸	① ②	27,200～40,500 27,200～53,400	3LDK	6/6/5.4(板)/LDK	70.0	5階		エレベータ有
	亀岡市	⑰	穴 川	H5	178	1戸	① ②	25,500～38,000 25,500～50,100	3DK	6/6/7(板)/LDK	66.9	4階		
		⑱	穴 川	H7		1戸	① ②	25,900～38,600 25,900～50,900	3DK	6/6/6(板)/LDK	67.7	3階		
		⑲	穴 川	H7		1戸	① ②	27,000～40,200 27,000～53,000	3DK	6/6/7(板)/LDK	70.4	4階		
		⑳	下 矢 田	H6	33	1戸	① ②	26,800～39,900 26,800～52,600	3DK	6/6/6(板)/LDK	67.0	2階		

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	参考 倍率	備 考
特別 賃 貸 住 宅	左 京 区	②①	岩倉長谷	S43	350	1戸	③	16,100～31,700	3K	6/6/4.5/K	38.7	3階	0	
		②②	岩倉長谷	S43		1戸	③	19,400～36,400	3DK	6/6/3(板)/DK	52.7	4階	0	メゾネット
		②③	岩倉長谷	S43		1戸	③	19,400～36,400	3DK	6/6/3(板)/DK	52.7	4階	0	メゾネット
		②④	岩倉長谷	S44		1戸	③	16,100～31,000	3K	6/6/4.5/K	38.7	4階	0	
		②⑤	岩倉長谷	S44		1戸	③	16,100～32,300	3K	6/6/4.5/K	38.7	3階	0	
		②⑥	岩倉長谷	S44		1戸	③	16,100～32,300	3K	6/6/4.5/K	38.7	5階	0	
	伏 見 区	②⑦	小栗栖西	S45	1630	1戸	③	16,900～28,700	3DK	6/4.5/4.5/DK	40.3	山手 4階	0	
		②⑧	小栗栖西	S46		1戸	③	19,400～32,100	3DK	7.5(一部(板))/4.5/4.5/DK	45.5	2階	1	エレベータ有
					合計	28戸								

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします)
- (注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯です。
- (注3) 間取り例にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニール貼等の洋室のことです。(優先入居住宅も同じ)
- (注4) 備考欄に「風呂なし(設置不可)」と記載された住戸以外は風呂を設置しています。(優先入居住宅も同じ)
- (注5) 「参考倍率」は過去5カ年の数値を用いていますが、その間に募集実績がなかった場合は、「/」と記載しています。
- (注6) 一部、有料で駐車場を設置している団地があります。空きがある場合は、入居決定後に別途申し込んでください。(優先入居住宅も同じ)
- (注7) 募集住戸の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
- (注8) 単身での入居申込は、備考欄に **単身入居可能住戸** と表示してある住宅に限ります。
また、単身での入居申込は資格(5ページ参照)が必要です。
- (注9) 備考欄に **(申込資格4人(または3人)以上世帯)** と表示してある募集住戸への入居申込は、表示された人数以上いる世帯である必要があります。(優先入居住宅も同じ)
- (注10) この住戸では予定階数は選ぶことはできません。当選順位1位の方から昇順で決定します。
- (注11) メゾネットとは、専用の内階段を用いて2層に分かれた室内部分を結んだ構造の部屋配置です。
- (注12) 募集住戸の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
小栗栖西団地の1棟～24棟は急な坂道を上がったところに建っているため、予定階数欄に「山手」と記載しています。
小栗栖西団地の1棟～24棟は小栗栖宮山小学校通学区域、25棟～41棟は小栗栖小学校通学区域です。通学区域は変更される場合があります。(優先入居住宅も同じ)

○一般募集の申込は、団地番号①から②⑧で1つしか申込できません。

特定目的による優先入居募集 (15ページ参照)

- 特定目的による優先入居募集に申込されても、一般募集に申込することができます。
○特定目的による優先入居募集を2戸以上申込することはできません。

◇ 多子世帯A(18歳未満3人以上)優先入居

1 多子世帯A(18歳未満3人以上)優先入居の申込資格について

- 多子世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている多子世帯を対象に行うものです。
○ この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページをご覧ください）が必要となるほか、18歳未満（入居申込時）の者が3人以上いる世帯であることが必要です。

2 多子世帯A(18歳未満3人以上)優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	備 考
府 営 住 宅	山 科 区	②⑨	山科大宅	H8	121	1戸	①	38,600～57,500	3LDK	6/6/6(板)/LDK	71.7	2階	エレベータ有
							②	38,600～75,800					
	伏 見 区	③⑩	小栗栖西	S46	1630	1戸	①	29,200～43,500	5DK	6/6/6/6/6(板)/DK	76.3	山手 2階	二戸一
							②	29,200～57,300					
	南 丹 市	③⑪	向河原	H15	69	1戸	①	27,200～40,500	3LDK	6/6/5.4(板)/LDK	70.0	4階	エレベータ有
							②	27,200～53,400					

(注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします)

(注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯です。

◇ 多子世帯B（18歳未満2人以上）優先入居及び新婚世帯優先入居

1 多子世帯B（18歳未満2人以上）優先入居の申込資格について

- 多子世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている多子世帯を対象に行うものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページをご覧ください）が必要となるほか、18歳未満（入居申込時）の者が2人以上いる世帯であることが必要です。

2 新婚世帯優先入居（今回の受付期間初日において、夫婦の両方・申込者本人及び婚約者が40歳未満の場合に限る。子の有無は問いません）の申込資格について

- 新婚世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、子育てを支援するとともに若い世帯で特に住宅にお困りになっている世帯を対象に行うものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページをご覧ください）が必要となるほか、今回の受付期間初日において、結婚後1年を経過しない夫婦又は婚約者と申込される方（今回の受付期間初日において、夫婦の両方・申込者本人及び婚約者が40歳未満の場合に限る。子の有無は問いません。）であることが条件となります。
- 婚約者と申込される方は、5ページ（②の3）にしたがってください。

3 多子世帯B（18歳未満2人以上）及び新婚世帯優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	備 考
府 営 住 宅	伏見区	㊸	桃山日向	H22	180	1戸	①	34,100～50,700	3DK	6/6/6(板)/DK	64.9	1階	エレベータ有
							②	34,100～66,900					
		㊸	桃山日向	H22		1戸	①	34,100～50,800	3DK	6/6/6(板)/DK	65.0	3階	エレベータ有
							②	34,100～67,000					
	向日市	㊸	上 植 野	H6	206	1戸	①	34,600～51,600	3LDK	6/6/5(板)/LDK	66.1	2階	エレベータ有
							②	34,600～68,000					
	大山崎町	㊸	円 明 寺	H8	48	1戸	①	31,800～47,400	3LDK	6/4.5/6(板)/LDK	70.9	2階	エレベータ有
							②	31,800～62,500					

(注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。

家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。（入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします）

(注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層（12ページ参照）に該当する世帯です。

◇ 子育て世帯(18歳未満1人以上)優先入居

1 子育て世帯(18歳未満1人以上)優先入居の申込資格について

- 子育て世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている子育て世帯を対象に行うものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページをご覧ください）が必要となるほか、3人以上世帯で、18歳未満（入居申込時）の者が1人以上いる世帯であることが必要です。

2 子育て世帯(18歳未満1人以上)優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	備 考	
府 営 住 宅	伏見区	③⑥	深草鍵屋	S58	70	1戸	①	24,800～37,000	3DK	6/6/4.5(板)/DK	57.2	1階		
							②	24,800～45,200						
		③⑦	深草鍵屋	S58		1戸	①	24,800～37,000	3DK	6/6/4.5(板)/DK	57.2	2階		
							②	24,800～45,200						
	大山崎町	③⑧	円 明 寺	H8	48	1戸	①	31,800～47,400	3LDK	6/4.5/6(板)/LDK	70.9	1階	エレベータ有	
							②	31,800～62,500						
	亀岡市	③⑨	穴 川	H7	178	1戸	①	27,000～40,200	3DK	6/6/7(板)/LDK	70.4	1階		
							②	27,000～53,000						
		④⑩	下 矢 田	H6		33	1戸	①	26,800～39,900	3DK	6/6/6(板)/DK	67.0	1階	
								②	26,800～52,600					

(注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします)

(注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯です。

◇ 子育て世帯向け入居期限付き優先入居

1 子育て世帯向け入居期限付き優先入居の申込資格について

- 子育て世帯向け住宅の募集は、子育て支援、多様な年齢階層の世帯の入居の促進、府営住宅等の有効活用の観点から、入居期間を限って入居することができる期限付き入居制度を導入し、子育て世帯の居住を支援するものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページをご覧ください）が必要となるほか、3人以上世帯で、入居日（令和5年4月下旬頃以降）時点で小学6年生以下（12歳以下）の者がいる世帯である必要があります。

2 入居期間の定め

- 入居期間は、入居日時点の末子が18歳に達する年度の3月31日までとします。
- 入居期間満了日時点で、18歳未満の者があり、3人以上世帯で、かつ、府営住宅の入居者資格（収入要件等）を充たしていれば、再入居決定により、その時点の末子が18歳に達する年度の3月31日まで継続して居住することができます。

3 入居期間満了後の対応

- 入居期間満了日の2年前から、当該時点で府営住宅の入居者資格（収入要件等）を充たしていれば、他の府営住宅の募集に申込むことができます。また、団地内外の空家があれば、入居期間満了予定者を対象に優先募集を行います。
- 入居期間満了による退去においても、引越費用は入居者の負担となります。

4 その他の留意事項

- 入居説明会（13ページ参照）では、入居決定に関する説明確認の署名捺印を要するため、入居説明会には必ず入居申込者ご本人が来場してください。
また、印鑑（認印）及び写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参してください。
やむを得ず代理人が出席される場合は、所定の委任状（入居申込者ご本人の実印を押印）及び印鑑登録証明書を提出していただきます。

5 子育て世帯向け入居期限付き優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地番号	団地名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り	間取り例	面積 (㎡)	予定 階数	備 考
府 営 住 宅	伏 見 区	④1	小栗栖西	S46	1630	1戸	①	29,000～43,200	4LDK	6/6/6(板)/6(板)/LDK	76.3	山手 2階	二戸一
							②	29,000～56,900					
		④2	小栗栖西	S46	1630	1戸	①	29,100～43,300	4LDK	6/6/6(板)/6(板)/LDK	76.3	山手 1階	二戸一
							②	29,100～57,100					

(注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。

家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。（入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします）

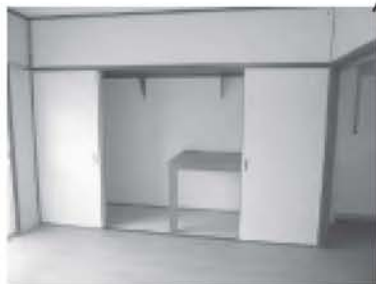
(注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層（12ページ参照）に該当する世帯です。

◇ 子育て世帯向け入居期限付き優先入居（子育て世帯向けリノベーション住戸）

大きな入居スペースと収納場所を確保しています
6帖×4室・LDK12帖（専用面積76.30㎡）



約 12 帖の LDK



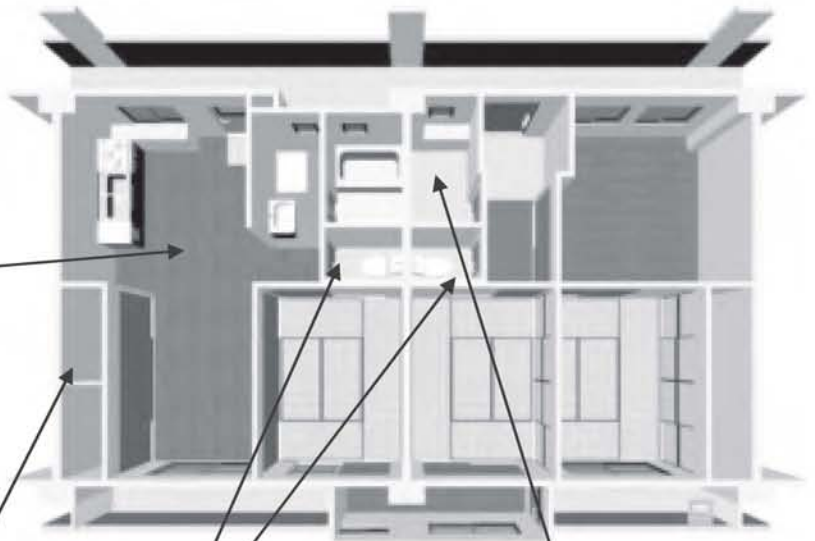
大きな収納



トイレは 2 ヶ所



室内倉庫



◎入居期限付き優先入居者については、入居期間満了までに名義人より要望があれば他府営団地への住替え斡旋が可能です

◎期限付き優先入居の申込を検討されている方を対象に、募集期間内で室内見学会を開催予定です。見学を希望される方は管理センターまでご連絡ください。

【申込先】京都府営住宅管理センター 募集係 075-354-1090

※見学会に際してのご注意

- ・受付は期限付き優先入居に申込を検討されている方に限ります
- ・見学会は管理センター指定の日時となります
- ・見学会の参加人数は1組4名までとします
- ・見学会の際はマスクの着用をお願いします
- ・当日、体温が37.5度以上の方及び体調が悪い方は参加をお断りすることがあります
- ・コロナ感染拡大防止のため、見学者数を制限する場合があります
- ・コロナ感染拡大防止のため、見学会を中止する場合があります
- ・見学会当日に直接現地へお越しいただきます
- ・見学住戸が今回募集の対象住戸ではない場合があります

◇ 近居世帯優先入居

【重要なお知らせ】

京都府では令和3年2月募集より、京都府が指定する地区内の府営住宅等（府営住宅・特別賃貸府営住宅）、市営住宅又はUR賃貸住宅に申込者又はその配偶者の2親等内の直系親族（血族・姻族）が現に入居している世帯（近居世帯）を対象に、京都府が指定する同一の地区内府営住宅等への優先入居制度を新たに設けて、特に住宅にお困りになっている近居世帯を支援します。詳細については京都府営住宅管理センター（075-354-1090）または乙訓・南丹府営住宅管理センター（075-382-1091）までお問い合わせください。

1 近居世帯優先入居の申込資格

- 近居世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている近居世帯を対象に行うものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページをご覧ください）が必要となるほか、京都府が指定する地区内の府営住宅等（府営住宅・特別賃貸府営住宅）、市営住宅又はUR賃貸住宅に申込者又はその配偶者の2親等内の直系親族（以下の親族図を参照）が現に申込受付時に入居している世帯（近居世帯）であることが必要です。
夫婦又は親子等で申込される場合は、どなたが申込者となるかで、2親等内の直系親族（以下の親族図を参照）の範囲が変わりますので注意してください。
- 京都・乙訓・南丹地域の募集では、申込受付時に近居の対象となる2親等内の直系親族が入居している『京都府が指定する地域内の府営住宅等（府営住宅・特別賃貸府営住宅）、市営住宅又はUR賃貸住宅』とは以下の住宅に限りです。

＜2親等内の親族が入居している住宅＞

地区	種別	名称
洛西ニュータウン	府営住宅	洛西西境谷団地
		洛西竹の里団地
		洛西沓掛団地
	市営住宅	洛西東新林市営住宅
		洛西北福西市営住宅
		洛西南福西市営住宅
		洛西東竹の里市営住宅
	UR賃貸住宅	洛西センタープラザ団地
		洛西境谷東団地
		洛西新林団地
		洛西新林北団地
		洛西竹の里団地
		洛西福西公園団地
小栗栖・小栗栖宮山・池田・桃山東	府営住宅	小栗栖西団地
		北後藤団地
		桃山日向団地
	市営住宅	小栗栖団地
		大受団地
	UR賃貸住宅	小栗栖北団地
亀岡	府営住宅	穴川団地
	市営住宅	吉川団地

- この優先入居に申込される場合には、以下の手続きを行ってください。

＜申込時に申込書に記入する事項＞

- ◆申込書のD票「近居世帯優先入居募集の親族」欄に、近居の対象となる2親等内の直系親族（血族・姻族）が申込受付時に入居（入居者台帳に登録された入居者名義人・同居者に限ります）している団地の団地名、住戸番号（棟・号）、氏名、続柄（申込者本人から見た関係を『父、二女、妻の姉…』等と記入）を記入してください。

＜当選後に提出する書類＞

近居世帯の要件を確認するため、以下のとおり当選後に入居の証明をする書類、親族関係を証明する書類を提出していただきます。

①近居の対象者が市営住宅、UR賃貸住宅に入居している場合は、入居を証明する書類

②近居の対象者が申込者又はその配偶者の2親等内の直系親族（血族・姻族）であることを証明する書類＜以下の書類のうちのいずれか1つ＞

※1通の証明書類で親族関係を証明できない場合は、証明可能な証明書類が全て必要です。

◆戸籍謄本（全部事項証明）又は戸籍抄本（一部事項証明）の原本

◆親族関係を証明することができる公的機関（大使館等）発行の証明書（外国語表記の場合は日本語訳文を添付のこと）の原本

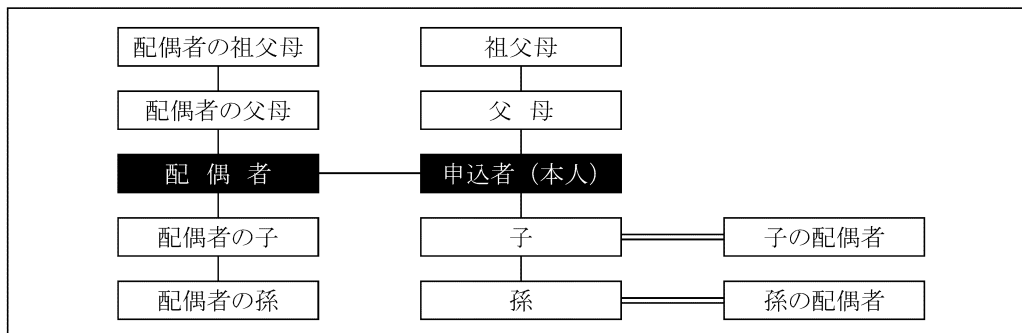
（注1）近居の対象者の親族が府営住宅・特別賃貸府営住宅に申込受付時に入居している確認は京都府営住宅管理センター、乙訓・南丹府営住宅管理センターが行います。

（注2）近居の対象者の親族は入居者台帳に登録された入居者名義人・同居者に限ります。

親族が申込受付時に京都府営住宅管理センター、乙訓・南丹府営住宅管理センターの入居者台帳に登録されていない方は近居世帯優先入居の対象となりません。

親族の住民票の住所が団地であるだけでは近居世帯優先入居の対象となりません。

親族図＜近居世帯優先入居募集の申込が可能となる親族の範囲＞



2 近居世帯優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地番号	団地名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り	間取り例	面積 (㎡)	予定 階数	備 考
府 営 住 宅	伏見区	④③	北 後 藤	S51	540	1戸	①	24,400～36,300	3DK	6/4.5/3/DK	54.0	4階	エレベータ有
							②	24,400～47,900					
	西京区	④④	洛西竹の里	S54	439	1戸	①	23,700～35,300	3DK	6/4.5/4.5/DK	54.1	2階	
							②	23,700～40,100					
	西京区	④⑤	洛西西境谷	S53	360	1戸	①	25,300～37,700	3DK	6/6/4.5/DK	58.0	2階	
							②	25,300～42,400					
特別賃貸住宅	伏見区	④⑥	小栗栖西	S45	1630	1戸	③	16,900～28,700	3DK	6/4.5/4.5/DK	40.3	山手 4階	

（注1）家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。

家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。（入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします）

（注2）収入基準の欄の②は、裁量階層（12ページ参照）に該当する世帯です。

3 申込資格と申込方法

※特に指定のない場合は申込受付時の条件・状態が申込資格の判断基準になります。

※年齢は誕生日の前日の午前0時に加算されます。

① 申 込 資 格

※入居までにこれらの条件が1つでも欠けたときは、入居できない場合があります。

1 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある人又は婚約者を含む。以下同居親族という。）があること。

- 入居の際には申込者全員が同時に入居できること
- 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
- 同居親族が婚約者である場合は、期限までに入籍する者に限ります。（5ページ参照）
- 婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。
- 家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。
 - ・ 特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。
 - ・ 配偶者以外の別居親族との同居予定での申込は認められない場合があります。
- 内縁の配偶者については、住民票などにより確認できること（続柄が未届の夫又は妻）
- 未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申込できません。
- 原則として、公営住宅（府営住宅・市営住宅等）の名義人は申込できません。また、同居することもできません。

2 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として以下のいずれかの「住宅困窮理由」に該当することが必要です。

その他、住宅困窮として認められる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

住宅困窮理由	状 況	留 意 点
住宅狭小	家族構成等も考慮した上で、現在の住宅が狭小で不適當な居住状態にあると認められる場合	世帯の構成人数と年齢による基準がありますので、事前にお問い合わせください。
高家賃	現在の住宅の家賃が、収入に比して高い場合	家賃には、共益費、駐車場代及び保険代等は含まれません。 生活保護受給者のうち、家賃月額又は更新料の支払いに自己負担額（住宅扶助費との差額）が発生する方は対象となります。 確定申告で、自宅の家賃全額が地代家賃経費に認められている場合は対象となりません。 現在の住宅の家賃が申込先の府営住宅の家賃より高い方が対象となります。
結婚	期限までに入籍される方、あるいは入籍後1年以内の方で住宅に困窮されている場合	入籍されていない方は、期限までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
立退き要求	家主から立退きの要求を受け、適当な移転先がないため住宅に困窮している場合	家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きの場合は対象となりません。
生活設備不便	専用の台所、洗面所、便所及び浴室のうち、どれかひとつでも欠けている住宅に居住している場合	老人ホームや会社の寮等にお住まいの方は対象となりません。 故障、老朽化によるものは対象となりません。 生活環境による理由では対象となりません。

3 現に京都府内に住所又は勤務場所があること

4 申込者及び同居者の収入の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入の範囲内であること（詳しくは9～12ページの収入基準をご覧ください。）

5 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと

※入居者資格については、関係機関に照会します。

6 単身で申込む方は、前記1～5の資格のほか、下表の資格を備えていなければなりません。

○単身での入居申込資格

1 次のいずれかの条件にあてはまること。

- ① 60歳以上の人
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から4級まで）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から3級まで）
 - ④ 療育手帳の交付を受けている人（障害の程度が③に相当する程度）
 - ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること。）
 - ⑥ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - ⑦ 生活保護を受けている人
 - ⑧ 支援給付を受けている人（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による受給者）
 - ⑨ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の人）
 - ⑩ ハンセン病療養所入所者等
 - ⑪ 結核の長期療養者（1年以上入院している者で退院が認められる者又は退院後1年以内の者等）
 - ⑫ 犯罪被害者等（犯罪等の被害により生計維持が困難になった者又は居住する住宅が滅失・損壊等で居住できなくなった者等）
 - ⑬ 加害者に対し保護命令が出されている等のDV被害者（保護命令が出されてから5年以内）
 - ⑭ ストーカー行為等の被害者（つきまとい等又はストーカー行為により居住する住宅に居住しつづけることができなくなった者）
- ※身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方も、居宅においてこれを受けることができる場合は申込資格がありますので、詳しくはご相談ください。

※単身で申込ができる住宅は、3-1～3-9ページの「募集住宅一覧」の備考欄に **単身入居可能住戸** と表示してある住宅に限ります。

※現在の同居親族と別居して単身での入居申込は、原則としてできません。

※単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を提出してください。

② 申込についての注意

1 次のような場合は、申込をされても失格となります。

- (1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき
- (2) 事実と違うことを書いて申込んだとき
- (3) 当選後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他京都府が指定した必要な書類を提出されないとき

2 自家所有者の申込について

自家所有者は、原則として申込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる方で次の書類を提出できる場合は、申込むことができます。

- (1) 媒介契約書、競売開始決定通知等……当選後に提出のこと。
- (2) 所有権移転登記後の登記簿謄本、（競売）売却決定通知…令和5年4月14日（必着）までに提出されないと失格になります。
 - ・令和5年3月10日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合－5年4月下旬以降入居
 - ・令和5年4月14日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合－5年5月下旬以降入居

3 婚約者との申込について

入籍の翌月の入居になります。ただし、令和5年4月14日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。

- ・令和5年3月10日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合－5年4月下旬以降入居
- ・令和5年4月14日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合－5年5月下旬以降入居

4 離婚協議中の申込について

夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は、申込むことができます。ただし、令和5年4月14日（必着）までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。

- ・令和5年3月10日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合－5年4月下旬以降入居
 - ・令和5年4月14日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合－5年5月下旬以降入居
- （注）裁判所から保護命令が出されている等のDV被害者の方はご相談ください。

③ 申込時の必要書類

- 1 受付期間に以下の申込時の必要書類等を申込専用封筒に入れて京都府営住宅管理センターまで郵送（必着）してください。（受付時間外の到着は無効です。）
※提出いただいた申込書及び必要書類等は返却できません。

郵送申込時の必要書類等（すべての必要事項を記入の上提出してください）

- 府営住宅等入居申込書（原本）
*必ず今回の申込専用封筒に同封してあるものを使用してください。
- 収入（所得）並びに控除を証明する書類（入居予定者全員のものがが必要です。）
*申込時に収入のない方（無職の方）は、無職であることを証明する書類が必要です。
*詳しくは6～8ページを参照してください。
- 自活状況申立書（原本）〔単身の方のみ提出してください。〕
*募集案内書の綴込用紙を使用してください。

2 収入（所得）を証明する書類について

令和5年1月31日時点で収入（所得）のある方全員（義務教育終了以上）については、次表の区分により必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証 明 先
令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	●令和4年分源泉徴収票(写し) (印字されたものは証明印省略可)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)
令和4年中に1ヵ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書(原本) (この案内書に添付のもの)	
令和4年1月2日以降に就職し、申込時までに1年以上たっている方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書(原本) (この案内書に添付のもの)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書(原本) (この案内書に添付のもの)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ヵ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$

事業所得の方

現在の事業	収入の計算期間	証明書の種類	証 明 先
令和4年1月1日以前から引き続き営業している方	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	●令和4年分の所得税の確定申告書(控) (税務署の受付印のあるもの) (写し)	本人による証明
令和4年1月2日以降に開業し、申込時までに1年以上たっている方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書(原本) (この案内書に添付のもの) により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明
現在の事業を開業後、申込時までに1年に満たない方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書(原本) (この案内書に添付のもの) により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ヵ月} = \text{推定年間総所得金額}$

○開業後1ヵ月未満の方は事前に管轄の管理センターに電話で問い合わせてください。

年金収入（所得）のある方

年金収入のある方は直近の年金通知書（はがき）等の写しを提出してください。
企業年金、年金基金、個人年金等の年金通知書の写しも提出してください。

3 収入（所得）のないことを証明する書類について

収入（所得）のない方

申込時に収入（所得）のない方（義務教育修了以上）は、全員の方から次に掲げる証明書類のいずれかの証明書類を提出してください。

(1) 在学証明（アルバイト等をしていない方）

申込者・同居予定者のうちで高校・短大・大学・各種学校に在学中の方は、学生証の写し（もしくは在学証明書）

(2) 無職無収入証明書（以下のうちひとつ）

最新年度の（非）課税証明書（収入額がないことがわかるもの）、健康保険証（国民健康保険証を除く）、退職証明書（退職後3ヶ月以内のもの）、雇用保険受給資格者証（受給中のみ）、離職票（離職後3ヶ月以内のもの）、生活保護受給証明書（原本提出）、支援給付受給証明書（原本提出）、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書（直近のもの）等
※支援給付受給証明書については5ページの「6の⑧」を参照してください。

4 生活保護（支援給付）を受けている方

生活保護（支援給付）を受けている方は、直近の生活保護（支援給付）受給証明書（原本）を申込時に提出してください。

また、住宅困窮理由（4ページ参照）のわかるものを提出してください。

5 単身で申込される方

単身での入居申込資格（5ページ参照）を確認するため次の証明書類を申込時に提出してください。

区 分	証 明 書 類
①高 齢 者	住民票（当選されてからで結構です。）
②身 体 障 害 者	身体障害者手帳の写し
③精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳の写し
④知 的 障 害 者	療育手帳の写し
⑤戦 傷 病 者	戦傷病者手帳の写し
⑥原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
⑦生活保護法による被保護者	生活保護受給証明書（原本）
⑧支援給付受給者	支援給付受給証明書（原本）
⑨引 揚 者	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
⑩ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していたことを証明する療養所長の証明書
⑪結核の長期療養者	事前に京都府営住宅管理センター075(354)1090までお問い合わせください。 乙訓・南丹府営住宅管理センター075(382)1091までお問い合わせください。
⑫犯 罪 被 害 者 等	事前に京都府営住宅管理センター075(354)1090までお問い合わせください。 乙訓・南丹府営住宅管理センター075(382)1091までお問い合わせください。
⑬D V 被 害 者	保護命令決定書の写し等
⑭ストーカー行為等の被害者	事前に京都府営住宅管理センター075(354)1090までお問い合わせください。 乙訓・南丹府営住宅管理センター075(382)1091までお問い合わせください。

※単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を申込時に提出してください。

④

当選後の必要書類

1 当選後（当選者のみ）に以下の必要書類を提出していただきます。

当選者には改めて当選通知（郵便）で必要書類をお知らせしますので、よく確認のうえ、当選通知に同封の返信用封筒に必要な切手を貼って、必要書類全部を期限日までに必ず提出してください。なお、特に指定のない場合は必要書類の原本を提出してください。

当選後の必要書類（詳細は当選通知を確認してください）

- 収入（所得）を証明する書類（6～7ページ参照）
令和5年1月31日時点で収入のある方の全員の証明書類を提出してください
- 収入（所得）のないことを証明する書類（7ページ参照）
令和5年1月31日時点で収入のない方の全員（義務教育修了以上）の証明書類を提出してください
- 生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書（原本）（7ページ参照）
- 支援給付を受けている方は、支援給付受給証明書（原本）（7ページ参照）
- 単身で申込される方は、単身資格を確認する書類（7ページ参照）
- 障害のある方は障害者手帳の全ページ（写し可）
- 認印
- その他京都府が必要とする書類

2 当選された方の住民票について

住民票（当選された方のみ提出していただきます。）については、入居予定者を含む世帯全員の住民票を提出してください。

なお、住民票の交付を受けられる場合は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載のある住民票（外国人住民の場合は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も明記したもの）を請求してください。

他の親族と同居中の場合は、同居者全員の住民票も提出してください。

住民票以外にも当選後に提出していただく必要書類があります。当選通知でお知らせします。

⑤

申込書の書き方

- 1 各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった記入をした場合は、申込が無効となります。特に申込者の現住所・氏名・希望別団地番号・住宅困窮等の理由は必ず正確に記入してください。
- 2 「**現住所**」は申込時現在住んでいる住所を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族の家に同居・他人の家に間借り等をしている方はその家の世帯主名を（〇〇〇〇様方）と記入してください。（現住所が住民票と違う場合は、必ず事前に電話でご相談ください。）
- 3 「**勤務先の所在地**」は現在通勤している事業所の住所を記入してください。例えば営業所勤務の場合は、営業所の住所を記入してください。（一時的な通勤先は除く。）
- 4 「**入居者及び同居親族**」欄は、府営住宅に入居を希望される申込者を氏名ふりがな・続柄・生年月日・年齢・性別・職業（無職の場合は空白ではなく“無職”と記入）・1年間の所得額・同居別居の別（婚約者以外で別居している方がいる場合は必ず事前に電話でご相談ください）等を正確に記入してください。また、**婚約者の場合は続柄を“婚約者”**と記入してください。外国人の方は在留カード記載の通りの氏名とそのふりがなを記入してください。また、通称が記入できるのは住民票に通称が記載されている場合のみです。
- 5 「1年間の所得額」は、**収入基準（9～12ページ）**についての説明をよく読んで記入してください。
- 6 「**現住所の使用関係**」の「**自家**」とは、申込者及び同居親族が所有権を有する建物（持ち家）、「**借家**」とは一戸建てまたは連棟（長屋）の賃貸住宅、「**アパート**」とは賃貸の集合住宅、「**間借**」とは他人の家に同居、「**同居**」とは親族の家に同居、「**UR（旧公団）住宅**」とはURの賃貸住宅、「**公営**」とは府営住宅・市営住宅等のことをいいます。その他に申込者及び同居親族以外の方の名義の住宅等に居住されている場合は「その他」に丸印を付けて「（ ）」の中に具体的に記入してください。
- 7 「**入居を希望する住宅等**」欄の「**型別**」については、同一団地で団地名（型別）欄に（2DK）・（3DK）等の表示がある場合にのみ記入してください。
- 8 「**住宅困窮等の理由**」は4ページを参照してください。
- 9 **婚約者と申込をする方は「婚約証明」欄も必ず記入してください。**
- 10 「**現在お住まいの住宅の状況**」欄は該当する項目を○でかこみ、必要事項を記入して下さい。住戸専用面積には、寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含みますが、共同住宅の共用部分及びバルコニー等は含まない面積を記入してください。
- 11 「**現在お住まいの住宅の状況**」欄の「**借家・アパート等の借主（名義人）の氏名**」は自宅の賃借人を記入してください。申込者が賃借人の場合は「申込者との続柄」は“本人”と記入してください。

⑥ 収入基準

1 〔年間総収入金額による基準早見表(1)〕でみる場合

申込家族の中で給与所得者が1人で控除対象者がいない場合

(控除対象者とは、11ページの表の種類毎の要件に該当する人をいいます。)

【年間総収入金額による基準早見表(1)】(総収入額)

(単位：円)

種 別	収入 基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
府 営 住 宅	①	0 〃 2,967,999	0 〃 3,511,999	0 〃 3,995,999	0 〃 4,471,999	0 〃 4,947,999	0 〃 5,423,999	0 〃 5,895,999
	裁量 階層 ②	0 〃 3,887,999	0 〃 4,363,999	0 〃 4,835,999	0 〃 5,311,999	0 〃 5,787,999	0 〃 6,263,999	0 〃 6,720,000
特 別 賃 貸 宅 府 営 住 宅	③	0 〃 5,371,999	0 〃 5,847,999	0 〃 6,323,999	0 〃 6,773,334	0 〃 7,195,556	0 〃 7,617,778	0 〃 8,040,000

(注) 裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

2 〔年間総所得金額による基準早見表(2)〕でみる場合

前記1以外の場合

例えば、①申込家族の中に給与所得者が2人以上いる場合

②事業所得者の場合

③申込家族の中に給与所得・事業所得・年金所得等複数の所得者がいる場合

④申込家族の中に控除対象者がいる場合

【年間総所得金額による基準早見表(2)】(総所得額)

(単位：円)

種 別	収入 基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
府 営 住 宅	①	0 〃 1,896,000	0 〃 2,276,000	0 〃 2,656,000	0 〃 3,036,000	0 〃 3,416,000	0 〃 3,796,000	0 〃 4,176,000
	裁量 階層 ②	0 〃 2,568,000	0 〃 2,948,000	0 〃 3,328,000	0 〃 3,708,000	0 〃 4,088,000	0 〃 4,468,000	0 〃 4,848,000
特 別 賃 貸 宅 府 営 住 宅	③	0 〃 3,756,000	0 〃 4,136,000	0 〃 4,516,000	0 〃 4,896,000	0 〃 5,276,000	0 〃 5,656,000	0 〃 6,036,000

(注) 裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

3 「年間総所得金額」の求め方

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

○次表により「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。

（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）

【年間総所得金額算出のしかた】

年 間 総 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入金額－55万円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	106万9千円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	107万円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	107万2千円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	107万4千円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.6＋10万円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－8万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－44万円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－110万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）

年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

（例）2,859,999円の場合

$2,859,999 \div 4,000 = 714.99\cdots$

$714 \times 4,000 = 2,856,000$ 円

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$

事業所得の方

○年間総収入金額から必要経費を控除した額

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} = \text{推定年間総所得金額}$

年金収入（所得）のある方

○次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。

（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）

【年間年金総所得金額算出のしかた】

受給者の年齢	年間年金総収入金額(A)	年間年金総所得金額
65歳未満の者	60万円以下	=0
	60万円を超え130万円未満	(A)－60万円
	130万円以上410万円未満	(A)×0.75－27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×0.95－145万5千円
65歳以上の者	110万円以下	=0
	110万円を超え330万円未満	(A)－110万円
	330万円以上410万円未満	(A)×0.75－27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×0.95－145万5千円

(注) 公営住宅の所得計算の特例により、給与および年金に係る所得額から、それぞれ10万円(それぞれ10万円未満の場合はその額)を控除します。

- 4 申込家族の中に前記3にかかる複数の所得者がある場合は、それぞれ算出し合算した額が年間総所得金額となります。
- 5 生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。
- 6 控除対象者がいる場合は、3により算出した額から、それぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

【収入計算で控除する種類と控除額】

種 類	要 件	控 除 額
同一生計配偶者で70歳以上の者 老 人 扶 養 親 族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶 養 親 族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障 害 者 (特別障害者を除く) (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡 婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロのいずれかに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 (その者の所得金額が27万円) (未満の場合はその金額)
ひ と り 親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの全てに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ 合計所得金額が500万円以下であること	その者に所得がある場合 35万円 (その者の所得金額が35万円) (未満の場合はその金額)

7 裁量階層（府営住宅申込収入基準が緩和される世帯）は、次に掲げる世帯です。

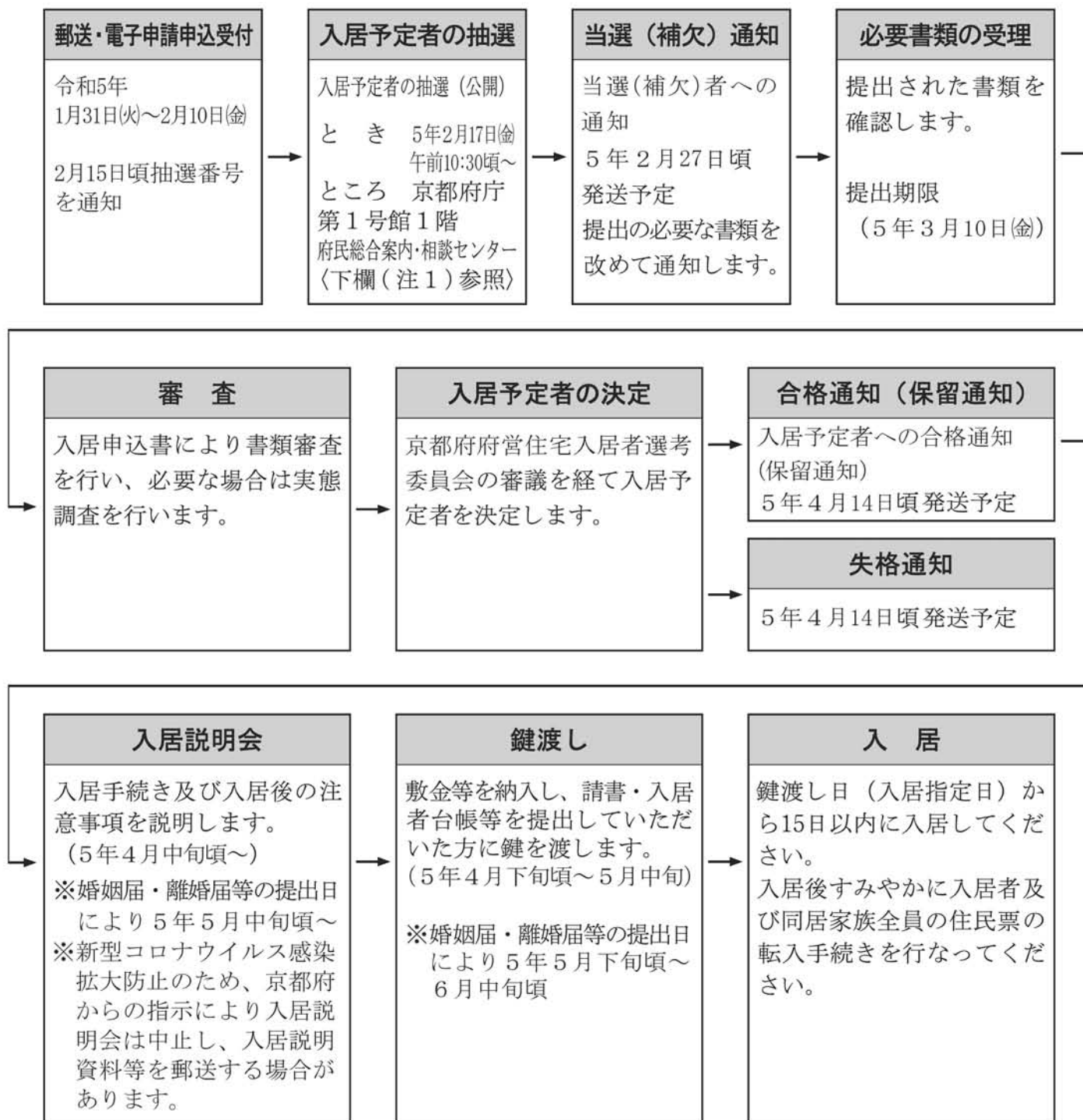
次のいずれかに該当する世帯については、年間総収入金額又は年間総所得金額（9 ページ）による〔基準早見表(1)、(2)〕が府営住宅の収入基準欄②の金額となります。（入居することができる収入金額の上限が引き上げられます。）

世帯区分	要 件	必 要 書 類
障 害 者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合 ロ 申込者が60歳以上の者（単身者）	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引 揚 者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限り）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等
小学生以下の子どもがいる世帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下（入居後最初の4月1日時点で満13歳未満）の者がある場合	世帯全員の住民票
多 子 世 帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

（注）裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、年間総収入金額又は年間総所得金額（9 ページ）による基準早見表(1)(2)が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増額することがあります。

4

申込受付から入居まで



（注1） 抽選（公開）の結果については、当センター、又は府民総合案内・相談センターに掲示し、ホームページ（<http://www.kyoto-fuei.jp>）にも掲載します。当選者及び補欠者には通知を送付します。住民票等の必要書類の提出についてもお知らせします。

（注2） 公開抽選の電話照会は抽選日の午後3時以降午後5時までに応じます。
抽選日の翌日以降は平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間でお願います。

（注3） 保留通知は書類不備により入居保留者となられた方に発送します。必要書類を期限日までに提出されて審査に合格された場合は令和5年5月下旬頃以降の鍵渡しとなります。

◆ 審 査

- 1 当選者について審査を行います。
- 2 審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書等の必要書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行います。
- 3 住民票、課税証明書等や必要書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときには、失格となります。
(必要書類の提出期限は、令和5年3月10日(必着)です。)
- 4 入居予定者は、京都府府営住宅入居者選考委員会の審議を経て京都府が選定します。
(入居予定者への合格通知は、令和5年4月14日頃に発送予定です。)
- 5 入居予定者となった方が、やむを得ず入居を辞退する場合は、入居説明会までに辞退届を提出してください。なお、入居辞退の連絡がなく、入居説明会に欠席した場合は、入居説明会翌日に入居予定者としての資格を失います。
- 6 当選者が失格・辞退したときは、補欠者に必要書類を提出いただき、審査、選考委員会の審議を経て、入居予定者を決定します。その場合の入居時期は令和5年5月下旬頃以降の予定となります。
- 7 補欠者は令和5年4月13日までに繰上当選の連絡がない場合、入居予定者としての資格を失います。

◆ その他

1 緊急連絡先

入居に当たっては緊急連絡先の届出が必要です。詳細については入居説明会の時に説明します。

- 緊急連絡先届出書により、緊急連絡先を届け出て下さい。
- 緊急連絡先についての注意事項
 - (1) 入居者及び緊急連絡先の個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することについて同意をお願いしています。なお、この入居者及び緊急連絡先の個人情報は、府営住宅管理の目的の範囲内でのみ用いることとし、この目的以外には使用いたしません。
 - (2) 入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので可能な限り同居者以外の親族で連絡のつきやすい方を連絡先として届け出て下さい。ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体(福祉施設等)でも構いません。
 - (3) 緊急連絡先はできるだけ2人届け出て下さい。ただし、難しい場合は、1人でも構いません。

※なお、令和2年4月1日以降の入居については、連帯保証人が不要となりました。

2 敷金として家賃月額3か月分を鍵渡しまでに納付し、鍵渡し時に領収書のコピーを提出していただきます。

日割家賃が発生する場合は別途期限までに納付していただきます。

- 3 府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。
- 4 府営住宅では動物の飼育はできません。

(犬や猫などを飼いますと、なき声・臭い等で隣近所に迷惑をかけますので、絶対に飼わないでください。)

- 5 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。
- 6 その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

5 一般募集予定月

○各月募集案内書は、その前月下旬頃から配布する予定です。

〈令和4年度募集予定月〉

令和4年 6月	7月	10月	11月	令和5年 2月	3月
------------	----	-----	-----	------------	----

6 特定目的による優先入居募集

○特定目的による優先入居の募集は、特に住宅にお困りになっている高齢者世帯、母子世帯、父子世帯、DV被害者世帯、障害者世帯、長期結核療養者世帯、原爆被爆者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯、外国人研究者・留学生等世帯、犯罪被害者世帯、多子世帯、新婚世帯及び子育て世帯を対象に行います。

〈令和4年度募集予定月〉

令和4年 6月	10月	令和5年 2月
------------	-----	------------

○上記世帯に該当し入居を希望される方は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

（申込先及び問い合わせ先）

（組織改正で名称等が変更される場合があります）

区 分	問い合わせ先	
高 齢 者 世 帯	高齢者支援課 事業・福祉サービス係	TEL075-414-4672
母 子 世 帯 父 子 世 帯 D V 被 害 者 世 帯	家庭支援課 非行少年・ひきこもり対策係	TEL075-414-4305
障 害 者 世 帯 （ 重 度 ・ 中 度 ）	障害者支援課 スポーツ・文化芸術等社会活動推進係	TEL075-414-4601
長期結核療養者世帯	健康福祉部 地域福祉推進課 地域福祉・福祉のまち推進係	TEL075-414-4569
原 爆 被 爆 者 世 帯	健康福祉部 健康対策課 疾病対策係	TEL075-414-4736
ハンセン病療養所 入 所 者 等 世 帯	健康福祉部 健康対策課 感染症対策係	TEL075-414-4723
外国人研究者・留学生等世帯	国際課 国際化推進係	TEL075-414-4311
犯 罪 被 害 者 世 帯	府民環境部 安心・安全まちづくり推進課	TEL075-414-5076
多 子 世 帯 新 婚 世 帯 子 育 世 帯 近 居 世 帯	京都市＜西京区除く＞地域 ㈱東急コミュニティー 京都府営住宅管理センター 乙訓＜京都市西京区含む＞・南丹地域 ㈱東急コミュニティー 乙訓・南丹府営住宅管理センター 山城地域、中丹・丹後地域 京都府住宅供給公社 業務部住宅管理課	TEL075-354-1090 TEL075-382-1091 TEL075-432-2018

※DV被害者世帯については下記の場所が申込先になります。

京都府家庭支援総合センター 京都市東山区清水四丁目185-1 TEL075-531-9910
 京都府南部家庭支援センター 宇治市大久保町井ノ尻13-1 TEL0774-43-9911
 京都府北部家庭支援センター 福知山市宇堀1939-1 TEL0773-22-9911
 京都府保健所（広域振興局健康福祉部）

- （ご注意）
- ・特定目的優先入居募集に申込される場合にも、一般募集と同様の申込資格が必要となります。
 - ・特定目的優先入居募集に申込されても、一般募集に申込することができます。

7

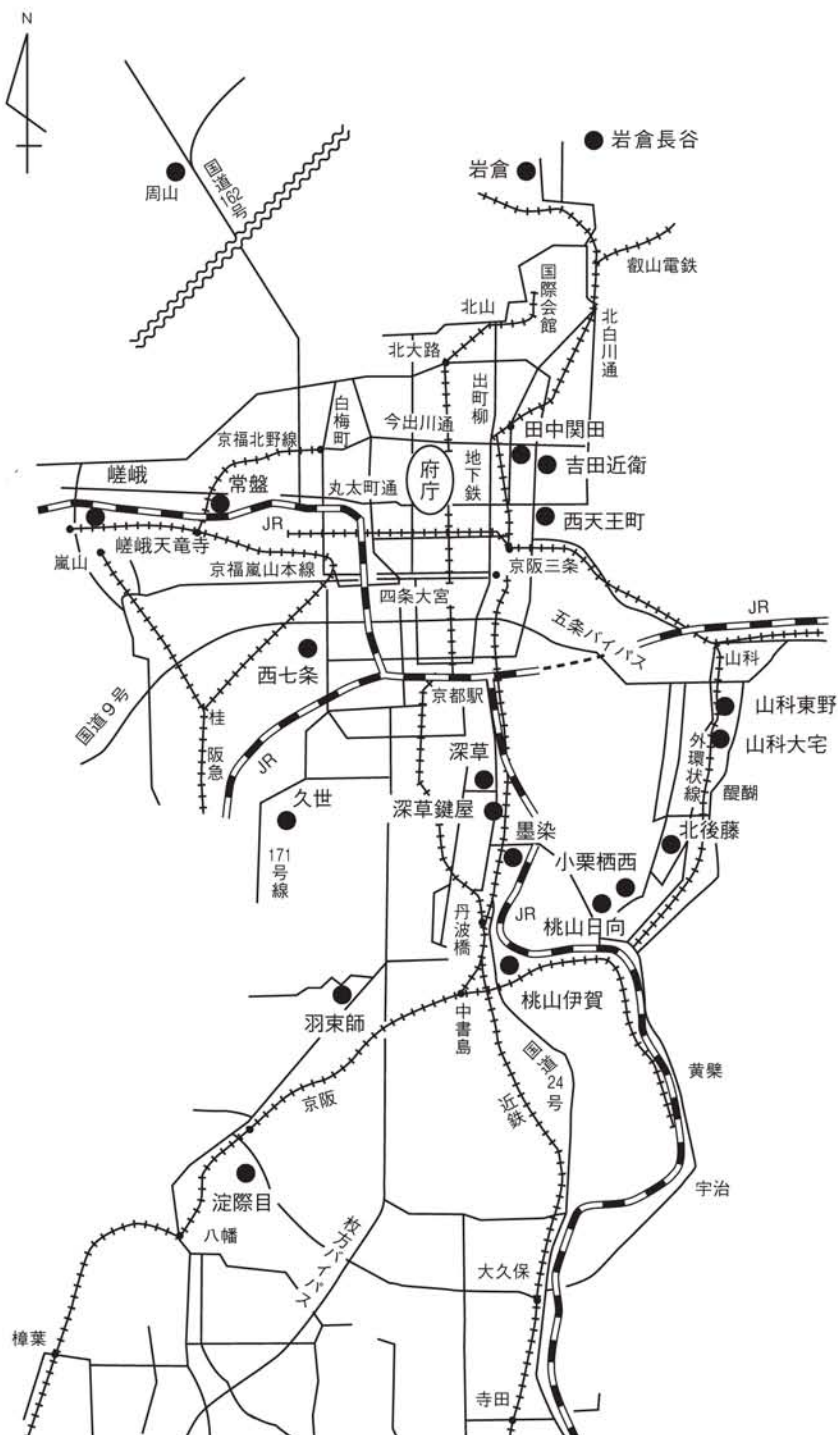
主な府営住宅所在地・位置図

●京都市地域

建設 年度	団 地 名	団地 戸数	所 在 地	交 通 機 関
昭和43, 44	岩 倉	350	左京区岩倉上蔵町	市バス・京都バス岩倉実相院下車、3分
昭和43～45	岩 倉 長 谷	350	左京区岩倉長谷町	京都バス村松集会所下車、北東へ2分
平成元	田 中 関 田	59	左京区田中関田町	市バス出町柳駅前下車、東へ5分
昭和61	西 天 王 町	30	左京区岡崎西天王町	市バス熊野神社前下車、東南へ5分
昭和62	吉 田 近 衛	50	左京区吉田近衛町	市バス近衛通下車、1分
平成4	西 七 条	31	下京区西七条名倉町	市バス西大路花屋町下車、西へ3分
平成5	山 科 東 野	61	山科区東野南井ノ上町	地下鉄東野駅下車、東南へ12分
平成8	山 科 大 宅	121	山科区大宅打明町	地下鉄柳辻駅下車、東へ10分
平成22, 25	桃 山 日 向	180	伏見区桃山町日向	京阪バス山ノ下 下車、5分
昭和41, 42	桃 山 伊 賀	50	伏見区桃山町伊賀	京阪観月橋駅下車、東へ12分 市バス桃山伊賀下車、1分
昭和45～48	小 栗 栖 西	1,630	伏見区小栗栖中山田町	京阪バス小栗栖下車、8分
昭和50, 51	羽 束 師	225	伏見区羽束師古川町	市バス免許試験場前下車、東へ5分
昭和51, 52	北 後 藤	540	伏見区小栗栖北後藤町	地下鉄醍醐駅下車、10分
昭和52, 53	淀 際 目	200	伏見区淀際目町	京阪バス藤和田下車、5分
昭和56, 58	深 草 鍵 屋	70	伏見区深草北鍵屋町	京阪墨染駅下車、西へ5分
昭和59	墨 染	41	伏見区深草中ノ島町	京阪墨染駅下車、東へ5分
平成11, 13	深 草	96	伏見区深草池ノ内町	京阪藤森駅下車、南西へ7分
平成元, 2	久 世	36	南区久世築山町	市バス築山下車、7分
昭和63	嵯 峨 天 竜 寺	56	右京区嵯峨天龍寺北造路町	J R 嵯峨嵐山駅下車、西へ10分
平成12	常 盤	50	右京区常盤窪町	京福北野線常盤駅下車、南へ3分
平成3	周 山	18	右京区京北周山町	J R バス周山下車、10分

●京都市地域

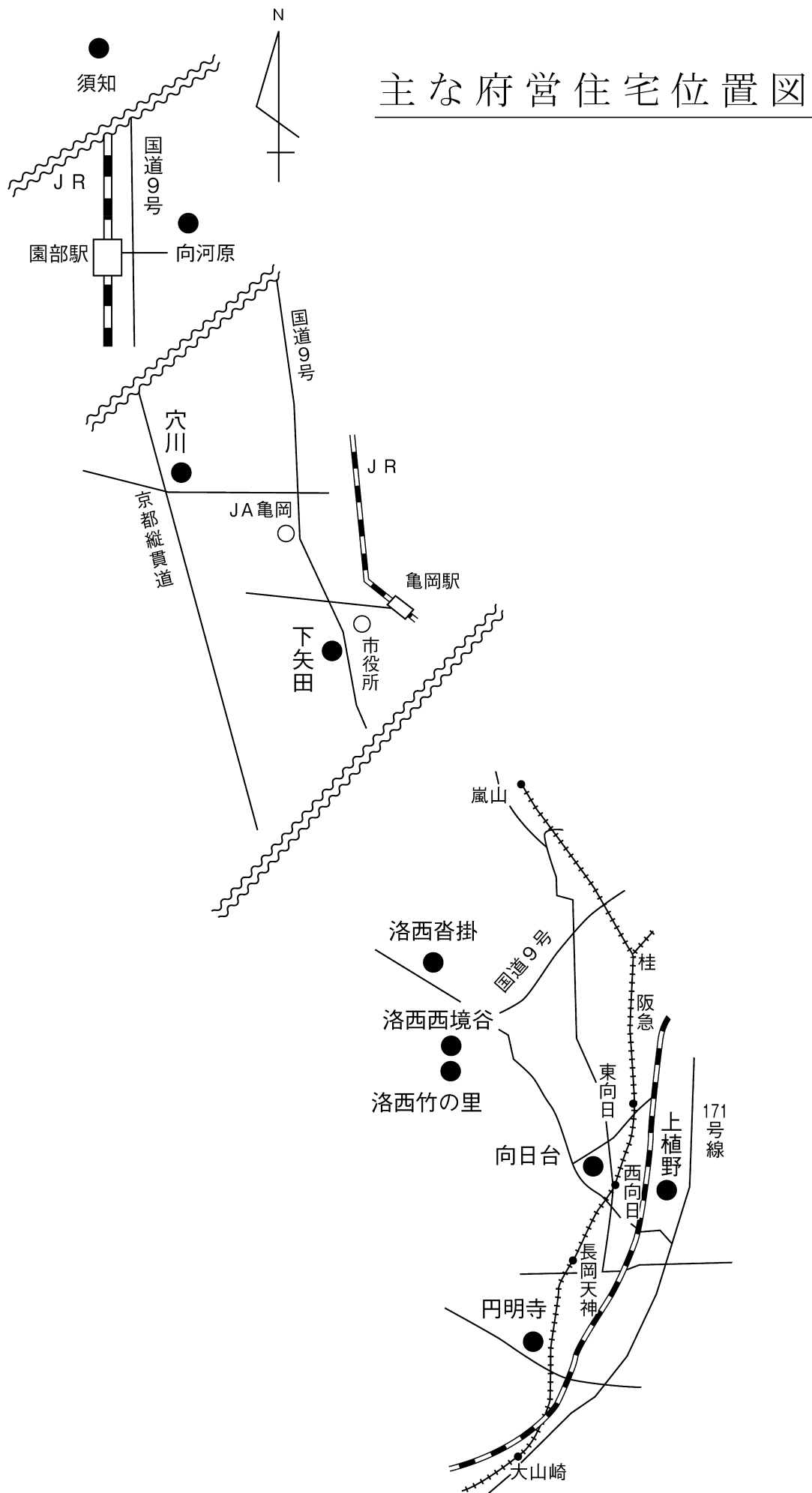
主な府営住宅位置図



●乙訓・南丹地域

建設 年度	団 地 名	団地 戸数	所 在 地	交 通 機 関
昭和53	洛 西 西 境 谷	360	西京区大原野西境谷町	市バス西境谷町3丁目下車、1分
昭和53, 54	洛 西 竹 の 里	439	西京区大原野 ^東 _西 竹の里町	同上
昭和57, 63	洛 西 沓 掛	70	西京区大枝沓掛町	市バス・京阪京都交通バス国道沓掛下車、 北西へ3分
昭和41, 42	向 日 台	495	向日市寺戸町・向日町	阪急東向日駅下車、南西へ20分 阪急バス向日台団地下車、1分
平成6, 7, 9	上 植 野	206	向日市上植野町	阪急西向日駅下車、20分 JR長岡京駅下車、25分
平成8	円 明 寺	48	乙訓郡大山崎町円明寺	阪急西山天王山駅下車、8分
平成5, 7	穴 川	178	亀岡市吉川町	JR亀岡駅から京阪京都交通バス穴川下車3 分・西口下車15分
平成5, 6	下 矢 田	33	亀岡市下矢田町	JR亀岡駅下車、南へ15分
平成15	向 河 原	69	南丹市園部町小山東町	JR園部駅下車、北東へ10分
昭和49	須 知	10	船井郡京丹波町須知	JRバス新須知下車、3分

●乙訓・南丹地域



8

京都府京都市、乙訓・南丹地域 郵送場所及び抽選会場案内図

(1) 郵 送 先

京都府営住宅管理センター

京都市下京区五条通新町西入る西鋸屋町18番地 トミタビル7階

令和5年1月31日(火)～2月10日(金)



※山城地域の府営住宅の申込は、
当センターではできません。
※多子・新婚・子育て世帯以外の
特定目的による優先入居募集の
申込は当センターではできません。

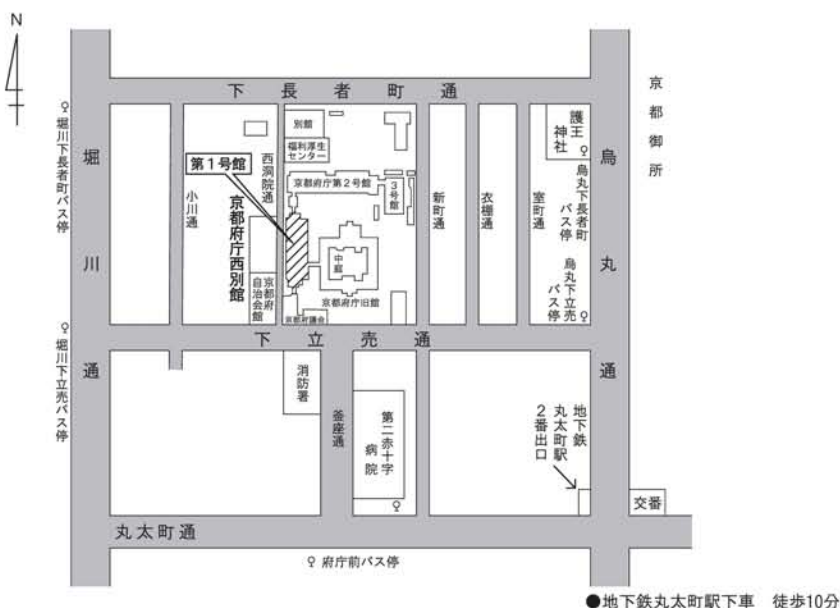
(2) 抽選会場

京都府庁第1号館 1階 府民総合案内・相談センター

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

令和5年2月17日(金)

午前10時30分頃から午前11時00分頃まで(終了時間は前後する場合があります。)



※ 来客用駐車場はありません。

9

申込書の記入例

令和5年2月一般募集

A 票

(多子・新婚・子育て・近居世帯優先募集)

府営住宅等入居申込書

京都府知事様

令和5年1月31日

氏名 住宅太郎

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。 アパート名・部屋番号までご記入ください。

申込者	現住所	〒605-0000 京都市東山区〇〇〇町〇〇番地 ■ ■ ■ マンション ◆ 棟 ◇ ◇ 号		携帯電話090-1234-XXXX(妻) 電話075-567-◇◇◇◇				
	氏名	住宅太郎	生年月日 (年齢)	昭和50年11月16日生(47歳)				
	勤務先の名称 所在地	住宅供給株式会社 京都営業所 京都市上京区〇〇〇町△△△番地〈派遣元〉住宅派遣(株)京都支店		電話075-432-☆☆☆☆				
入居者及び同居親族	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	性別	職 業	所得額	の別(現在)	備考
	住宅太郎	本人		男	派遣社員		無記入でも結構です。	
	花子 妻		S56年12月2日生 (41歳)	女	無職		同居・別居	
	一郎 長男		H17年12月25日生 (17歳)	男	アルバイト (高校3年生)		同居・別居	
	二郎 二男		H20年11月20日生 (14歳)	男	無職 (中学3年生)		同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
現住所の使用関係	自家・借家・ <u>アパート</u> ・間借・同居・UR住宅(旧公団)・公営・その他()							
希望別 (入居を希望する住宅等)	団地番号	団地名	種 別					
	⑩	深草鍵屋 3DK	<u>府営住宅</u>		特定公共賃貸府営住宅	特別賃貸府営住宅		
住宅困窮理由 (該当する項目に○印を付けてください)	1 住宅狭小 2 <u>高家賃</u> 3 結婚 4 立退き要求 5 生活設備不便		※ 申込受付番号		第 号			

(注) 以下の記載は、省略しています。

(注) ボールペンで記入してください(消せるボールペンは不可)。

給 与 支 払 証 明 書

(京都府営住宅入居申込用)

住 所										
氏 名			就職年月日		年 月 日		職 種			
月 別	給 与 内 訳				給 与 総 額		控 除 額		控 除 関 係	
	基 本 給	家 族 手 当	時 間 外 手 当	そ の 他	賞 与・臨時手当	所得税	その他	控除対象 配偶者の 有 無 等 (該当の箇所) ○印	有	
年 月	円	円	円	円	円	円	円			
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
計										

給与支払日

給与計算ﾍﾞｼﾞ

<記入上の注意>

1

ボーラペﾝで記入してください。

2

この証明書には、過去1年間の給与（就職後1年に満たない場合には、就職月からの給与）について記入してください。

3

後日「賃金台帳」と照合させていただくことがありますので、正確に記入してください。

4

訂正箇所がある場合は、当該箇所に訂正印（代表者印）を押印してください。

5

通勤手当等非課税の所得については記入の必要はありません。

印

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 電話 名称 代表者

給与支払者

※ この欄は記入しないでください。

() × 12 + () = ()

給 与 支 払 証 明 書

(京都府営住宅入居申込用)

住 所										
氏 名				就職年月日		年 月 日		職 種		
月 別	給 与 内 訳			給 与 総 額		控 除 額		控 除 関 係		
	基 本 給	家 族 手 当	時 間 外 手 当	そ の 他	賞 与・臨時手当	所得税	その他	控除対象 配偶者の 有 無 等 (該当の箇所) ○印	有	
年 月	円	円	円	円	円	円	円			
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
月 月										
計										

給与支払日

給与計算日

<記入上の注意>

1

ボーラペンで記入してください。

2

この証明書には、過去1年間の給与（就職後1年に満たない場合には、就職月からの給与）について記入してください。

3

後日「賃金台帳」と照合させていただくことがありますので、正確に記入してください。

4

訂正箇所がある場合は、当該箇所に訂正印（代表者印）を押印してください。

5

通勤手当等非課税の所得については記入の必要はありません。

印

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 電話 名称 代表者

給与支払者

※ この欄は記入しないでください。

() × 12 + () = ()

(京都府営住宅入居申込用)

住 所									
氏 名		営業開始			年 月 日		業 種	控 除 関 係	
		年	月	日					
月 別	総収入金額 (A)	必要経費 (B)	必 要	経 費	内 訳	所 得 総 額 (A)－(B)	控除対象配偶者の有無等 (該当の箇所に○印)		
年	円	円	円	円	そ の 他	円			
月							有		
月									
月									
月									
月							特 定		
月									
月									
月									
月							老 人		
月									
月									
月									
月							そ の 他		
月									
月									
月									
月							特 別		
月									
月									
月									
月							そ の 他		
月									
月									
月									
月							寡 婦		
月									
月									
月									
計							ひとり親		

上記のとおり相違ありません。

令和	年	月	日	住所	氏名 (名称)



※ この欄は記入しないでください。

$$\frac{\left(\frac{\quad}{\quad} \right) \times 12 + \left(\frac{\quad}{\quad} \right)}{\left(\frac{\quad}{\quad} \right)} = \left(\frac{\quad}{\quad} \right)$$

- 1 ボールペンで記入してください。
- 2 「所得総額」欄は、所得税法第27条に定める総収入金額から必要経費を控除した金額（税、社会保険料等を控除する前の金額）を記入してください。
- 3 この証明書には、過去1年間の実績（営業開始後1年に満たない場合には、営業を始めた月からの実績）について記入してください。
- 4 後日台帳と照合させていただきます。入してください。

(※単身の方のみ記入してください)

自 活 状 況 申 立 書

1 現在の生活状況

(1) 現在の住居は(該当する番号を○でかこんでください。)

- ①自家 ②借家 ③アパート ④間借 ⑤同居 ⑥UR住宅 ⑦公営住宅
⑧その他()

(2) 今住んでいる住居の階層は(該当する番号をかこんでください。)

- ① 1 階 ② 2 階 ③ 3 階以上

(3)同居している人は

氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢

(4) 障害について(該当する番号を○でかこんでください。)

申込者（あなた）に障害が
①ある 障害の程度 身体・精神・知的（ ）級 障害の内容（ ）
②ない

(5)生活について(該当する番号を○でかこんでください。)

買物等 外出する用事は	① 1人でしている ② ()に頼んでいる
身のまわりのことについて	① 1人でしている ② ()に頼んでいる

(6)現在受けている医療(訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など)について、その具体的な内容をご記入ください。

[illegible]

(1)日常生活の状況について(できる、できないのどちらかの欄に○をつけてください。)

区 分	できる	できない	介助の有無
①炊事は自分でできますか			有 ・ 無
②買い物は自分でできますか			有 ・ 無
③食事は自分でできますか			有 ・ 無
④排便は普通のトイレで1人でできますか			有 ・ 無
⑤入浴は自分でできますか			有 ・ 無
⑥掃除、洗濯は自分でできますか			有 ・ 無
⑦住居の出入りは自分でできますか			有 ・ 無

(2)(1)で「できない」とした項目について、それをどのように補う予定ですか。具体的に記入してください。

介助者氏名 又は 名称		
住所・所在 及び連絡先		
介助の項目を○でか んでください。 その他があれば記入し てください。	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ その他 ()	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ その他 ()

以上の申立のとおり相違ありません。

また、京都府営住宅管理センター、乙訓・南丹府営住宅管理センターが単身入居の入居資格の審査を行うに際し、本申立書、応募書類及び面接等で知った事項について、関係行政機関に提供することに同意します。

令和 年 月 日

氏 名

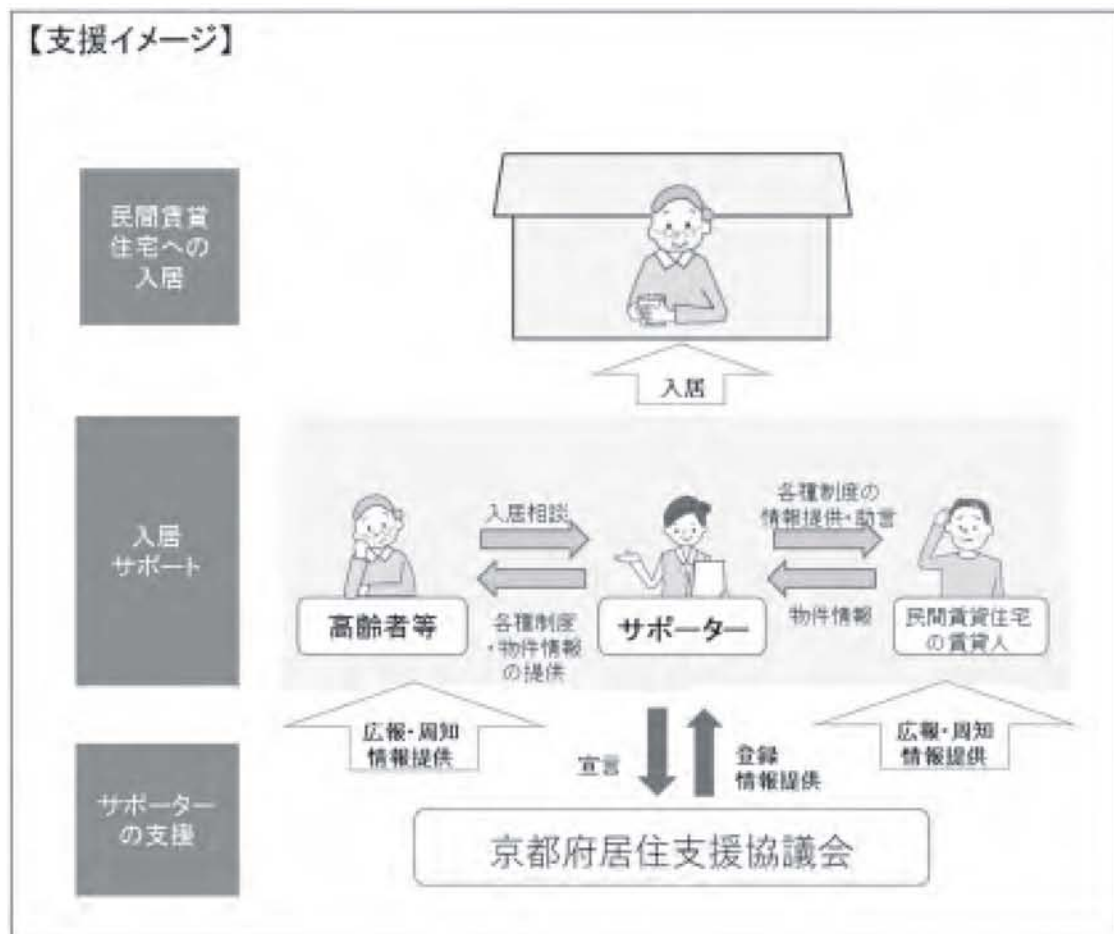
民間賃貸住宅等への入居支援のご案内

京都府居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者などの住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

①高齢者等入居サポーター

民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録しています。

【支援イメージ】



☎ 連絡先はこちら（高齢者等入居サポーター名簿をご覧ください）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>



②住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。

【支援イメージ】



※高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要するもの

☞連絡先はこちら（居住支援法人をお探しの方へをご覧ください。）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html>



高齢者等入居サポーターや居住支援法人の名簿を御希望の方や、制度の詳細についてお知りになりたい方は京都府建設交通部住宅課（０７５－４１４－５３５８）にお問い合わせください。